

○国土交通省告示第千三百八十四号
 危険物船舶運送及び貯蔵規則(昭和三十二年運輸省令第三十号)第十三条第一項並びに特殊貨物船舶運送規則(昭和三十九年運輸省令第六十二号)第十五条の二の三第一項各号、第十五条の三の二第一号及び第三号、第十五条の三の三第一項の規定に基づき、船舶による危険物の運送基準等を定める告示(昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号)等の一部を改正する告示を次のように定める。
 国土交通大臣臨時代理
 国務大臣 吉川 貴盛
 平成三十年十二月二十五日

船舶による危険物の運送基準等を定める告示等の一部を改正する告示
 (船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部改正)
 第一条 船舶による危険物の運送基準等を定める告示(昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

別表第13 (第14条関係)

分類	危険物名		積載の方法
	日本語名	英語名	
可燃性物質	アルミニウムフェ ロシリコン粉末 UN1395	ALUMINIUM FERROSILICON POWDER UN1395	一～三 (略) 四 雨中において荷役作業をしないこと。 五 荷役作業中、当該作業を行っていない船 倉のハッチを閉鎖すること。 六～十四 (略)
費	(略)	(略)	(略)

別表第13 (第14条関係)

分類	危険物名		積載の方法
	日本語名	英語名	
可燃性物質	アルミニウムフェ ロシリコン粉末 UN1395	ALUMINIUM FERROSILICON POWDER UN1395	一～三 (略) 四 雨中において船積みをしていないこと。 五 船積み中、当該作業を行っていない船倉 のハッチを閉鎖すること。 六～十四 (略)
費	(略)	(略)	(略)

アルミニウム精錬 又はアルミニウム 再溶解工程から生 じる副生物 (アルミニウムド ロス、アルミニウ ムスキミング、使 用済カソード、使 用済ポットライ ナー及びアルミニ ウム塩スラグを含 む。) UN3170	ALUMINIUM SMELTING BY-PRODUCTS or ALUMINIUM REMELTING BY-PRODUCTS UN3170	一～三 (略) 四 雨中において荷役作業をしないこと。 五 荷役作業中、当該作業を行っていない船 倉のハッチを閉鎖すること。 六～十五 (略)
コブラ (乾燥したもの) UN1363	COPRA (dry) UN1363	一～三 (略) 四 雨中において荷役作業をしないこと。 五 荷役作業中、当該作業を行っていない船 倉のハッチを閉鎖すること。 六～十一 (略)
(略)	(略)	(略)
切削鉄くず又は切 削鋼くず UN2793 (自己発熱しやす い形状のもの)	FERROUS METAL BORINGS, SHAVINGS, TURNINGS or CUTTINGS UN2793 in a form liable to self-heating	一～三 (略) 四 雨中において荷役作業をしないこと。 五 荷役作業中、当該作業を行っていない船 倉のハッチを閉鎖すること。 六～十七 (略)
酸化鉄 (使用済みのもの) UN1376 (石炭ガス精製過 程から生じたも の) [海綿鉄 (使用済みのもの) UN1376	IRON OXIDE, SPENT or IRON SPONGE, SPENT UN1376 obtained from coal gas purification	一～三 (略) 四 雨中において荷役作業をしないこと。 五 荷役作業中、当該作業を行っていない船 倉のハッチを閉鎖すること。 六～十 (略)

アルミニウム精錬 又はアルミニウム 再溶解工程から生 じる副生物 (アルミニウムド ロス、アルミニウ ムスキミング、使 用済カソード、使 用済ポットライ ナー及びアルミニ ウム塩スラグを含 む。) UN3170	ALUMINIUM SMELTING BY-PRODUCTS or ALUMINIUM REMELTING BY-PRODUCTS UN3170	一～三 (略) 四 雨中において船積みをしないこと。 五 船積み中、当該作業を行っていない船倉 のハッチを閉鎖すること。 六～十五 (略)
コブラ (乾燥したもの) UN1363	COPRA (dry) UN1363	一～三 (略) 四 雨中において船積みをしないこと。 五 船積み中、当該作業を行っていない船倉 のハッチを閉鎖すること。 六～十一 (略)
(略)	(略)	(略)
切削鉄くず又は切 削鋼くず UN2793 (自己発熱しやす い形状のもの)	FERROUS METAL BORINGS, SHAVINGS, TURNINGS or CUTTINGS UN2793 in a form liable to self-heating	一～三 (略) 四 雨中において船積みをしないこと。 五 船積み中、当該作業を行っていない船倉 のハッチを閉鎖すること。 六～十七 (略)
酸化鉄 (使用済みのもの) UN1376 (石炭ガス精製過 程から生じたも の) [海綿鉄 (使用済みのもの) UN1376	IRON OXIDE, SPENT or IRON SPONGE, SPENT UN1376 obtained from coal gas purification	一～三 (略) 四 雨中において船積みをしないこと。 五 船積み中、当該作業を行っていない船倉 のハッチを閉鎖すること。 六～十 (略)

(石炭ガス精製過程から生じたもの]		
シードケーキ (a)UN1386 (圧搾法により採油された後の植物油を含む種子であって、油の含有率が10質量%を超えるもの又は油と水分の含有率の合計が20質量%を超えるものに限る。)	SEED CAKE, containing vegetable oil UN1386 (a) mechanically expelled seeds, containing more than 10% of oil or more than 20% of oil and moisture combined	一・二 (略) 三 雨中において荷役作業をしないこと。 四 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五～十四 (略)
シードケーキ (b)UN1386 (溶剤抽出法又は圧搾法により採油された後の種子であって、油の含有率が10質量%以下のもの又は油と水分の含有率が20質量%以下(水分含有率が10質量%を超える場合に限る。)のものに限る。)	SEED CAKE, containing vegetable oil UN1386 (b) solvent extractions and expelled seeds, containing not more than 10% of oil and when the amount of moisture is higher than 10%, not more than 20% of oil and moisture combined	一～三 (略) 四 雨中において荷役作業をしないこと。 五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六～二十 (略)

(石炭ガス精製過程から生じたもの]		
シードケーキ (a)UN1386 (圧搾法により採油された後の植物油を含む種子であって、油の含有率が10質量%を超えるもの又は油と水分の含有率の合計が20質量%を超えるものに限る。)	SEED CAKE, containing vegetable oil UN1386 (a) mechanically expelled seeds, containing more than 10% of oil or more than 20% of oil and moisture combined	一・二 (略) 三 雨中において船積みをしていないこと。 四 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五～十四 (略)
シードケーキ (b)UN1386 (溶剤抽出法又は圧搾法により採油された後の種子であって、油の含有率が10質量%以下のもの又は油と水分の含有率が20質量%以下(水分含有率が10質量%を超える場合に限る。)のものに限る。)	SEED CAKE, containing vegetable oil UN1386 (b) solvent extractions and expelled seeds, containing not more than 10% of oil and when the amount of moisture is higher than 10%, not more than 20% of oil and moisture combined	一～三 (略) 四 雨中において船積みをしていないこと。 五 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六～二十 (略)

	シードケーキ UN2217 (油の含有率が1.5質量%以下で水の含有率が11質量%以下のものに 限る。) (採油後の大豆か すであって、油の 含有率が1.5質 量%以下で水の含 有率が11質量%以 下であり、かつ、 引火性溶剤を含有 しないものを除 く。)	SEED CAKE UN2217 with not more than 1.5% oil and not more than 11% moisture	一～三 (略) 四 雨中において荷役作業をしないこと。 五 荷役作業中、当該作業を行っていない船 倉のハッチを閉鎖すること。 六～十九 (略)
	(略)	(略)	(略)
酸 化 性 物 質	硝酸アルミニウム UN1438	ALUMINIUM NITRATE UN1438	一～三 (略) 四 雨中において荷役作業をしないこと。 五 荷役作業中、当該作業を行っていない船 倉のハッチを閉鎖すること。 六 (略)
	硝酸アンモニウム UN1942 (可燃性の物質(炭 素として計算され る有機物を含む。) の含有率が0.2質 量%以下のもので あって、他の添加 物を含まないもの に限る。)	AMMONIUM NITRATE UN1942 with not more than 0.2% total combustible material, including any organic substance, calculated as carbon to the exclusion of any other added substance.	一～六 (略) 七 雨中において荷役作業をしないこと。 八 荷役作業中、当該作業を行っていない船 倉のハッチを閉鎖すること。 九～二十九 (略)

	シードケーキ UN2217 (油の含有率が1.5質量%以下で水の含有率が11質量%以下のものに 限る。) (採油後の大豆か すであって、油の 含有率が1.5質 量%以下で水の含 有率が11質量%以 下であり、かつ、 引火性溶剤を含有 しないものを除 く。)	SEED CAKE UN2217 with not more than 1.5% oil and not more than 11% moisture	一～三 (略) 四 雨中において船積みをしないこと。 五 船積み中、当該作業を行っていない船倉 のハッチを閉鎖すること。 六～十九 (略)
	(略)	(略)	(略)
酸 化 性 物 質	硝酸アルミニウム UN1438	ALUMINIUM NITRATE UN1438	一～三 (略) 四 雨中において船積みをしないこと。 五 船積み中、当該作業を行っていない船倉 のハッチを閉鎖すること。 六 (略)
	硝酸アンモニウム UN1942 (可燃性の物質(炭 素として計算され る有機物を含む。) の含有率が0.2質 量%以下のもので あって、他の添加 物を含まないもの に限る。)	AMMONIUM NITRATE UN1942 with not more than 0.2% total combustible material, including any organic substance, calculated as carbon to the exclusion of any other added substance.	一～六 (略) 七 雨中において船積みをしないこと。 八 船積み中、当該作業を行っていない船倉 のハッチを閉鎖すること。 九～二十九 (略)

硝酸アンモニウム系肥料 UN2067 (地方運輸局長が承認したものに限る。)	AMMONIUM NITRATE BASED FERTIZER UN2067	一～七 (略) 八 雨中において荷役作業をしないこと。 九 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 十～二十九 (略)
(略)	(略)	(略)
硝酸カルシウム UN1454 (主として硝酸カルシウム・硝酸アンモニウム複塩からなる硝酸カルシウム肥料であつて、全硝酸アンモニウム量が10質量%以下であり、かつ、結晶水の含有率が12質量%以上のものを除く。)	CALCIUM NITRATE UN1454	一～三 (略) 四 雨中において荷役作業をしないこと。 五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六～十 (略)
(略)	(略)	(略)
硝酸カリウム UN1486	POTASSIUM NITRATE UN1486	一～三 (略) 四 雨中において荷役作業をしないこと。 五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六～八 (略)
硝酸ナトリウム UN1498	SODIUM NITRATE UN1498	一～三 (略) 四 雨中において荷役作業をしないこと。 五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六～九 (略)
硝酸ナトリウムと硝酸カリウムの混合物 UN1499	SODIUM NITRATE AND POTASSIUM NITRATE MIXTURE UN1499	一～三 (略) 四 雨中において荷役作業をしないこと。 五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六～九 (略)

硝酸アンモニウム系肥料 UN2067 (地方運輸局長が承認したものに限る。)	AMMONIUM NITRATE BASED FERTIZER UN2067	一～七 (略) 八 雨中において船積みをしないこと。 九 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 十～二十九 (略)
(略)	(略)	(略)
硝酸カルシウム UN1454 (主として硝酸カルシウム・硝酸アンモニウム複塩からなる硝酸カルシウム肥料であつて、全硝酸アンモニウム量が10質量%以下であり、かつ、結晶水の含有率が12質量%以上のものを除く。)	CALCIUM NITRATE UN1454	一～三 (略) 四 雨中において船積みをしないこと。 五 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六～十 (略)
(略)	(略)	(略)
硝酸カリウム UN1486	POTASSIUM NITRATE UN1486	一～三 (略) 四 雨中において船積みをしないこと。 五 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六～八 (略)
硝酸ナトリウム UN1498	SODIUM NITRATE UN1498	一～三 (略) 四 雨中において船積みをしないこと。 五 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六～九 (略)
硝酸ナトリウムと硝酸カリウムの混合物 UN1499	SODIUM NITRATE AND POTASSIUM NITRATE MIXTURE UN1499	一～三 (略) 四 雨中において船積みをしないこと。 五 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六～九 (略)

腐食性物質

硫化金属精鉱
(腐食性を有するもの)
UN1759METAL
SULPHIDE
CONCENTRATES,
CORROSIVE
UN1759

- 一 自然発火性物質及び腐食性物質に該当するものとして、別表第十五の規定により隔離すること。
- 二 食料と別の船倉又は区画に積載すること。
- 三 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。
- 四 特貨則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。
 - イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。
 - ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。
 - (1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。
 - (2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。
 - ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。
- 五 特貨則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
- 六 積載場所へ立ち入る場合は、当該場所を通風し、空気中の酸素濃度を計測すること。
- 七 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ること防止するための措置をとること。
- 八 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。
- 九 積載場所のビルジ吸引装置が正常に作動することを確認すること。
- 十 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
- 十一 航海中、積載場所を通風しないこと。
- 十二 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。
- 十三 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。

			十四 積載場所の酸素及び貨物から発生する気体（毒物のものに限る。）並びに混合気体の濃度を計測するための機器（空気中の酸素がない場合でも使用できるものに限る。）を船舶に備えること。 十五 航海中、前号の濃度を定期的に計測し、当該記録を船内に保管すること。 十六 陸揚げ後、積載場所を洗い流し、かつ、乾燥させること。
有害性物質	硝酸アンモニウム系肥料 UN2071	AMMONIUM NITRATE BASED FERTIZER UN2071	一～七 (略) 八 雨中において荷役作業をしないこと。 九 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 十～二十八 (略)
	(略)	(略)	(略)
	魚粉 (安定化されているもの) (抗酸化剤入りのもの) UN2216	FISHMEAL (FISHSCRAP), STABILIZED UN2216 Anti-oxidant treated	一～三 (略) 四 雨中において荷役作業をしないこと。 五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六～十五 (略)

有害性物質	硝酸アンモニウム系肥料 UN2071	AMMONIUM NITRATE BASED FERTIZER UN2071	一～七 (略) 八 雨中において船積みをしないこと。 九 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 十～二十八 (略)
	(略)	(略)	(略)
	魚粉 (安定化されているもの) (抗酸化剤入りのもの) UN2216	FISHMEAL (FISHSCRAP), STABILIZED UN2216 Anti-oxidant treated	一～三 (略) 四 雨中において船積みをしないこと。 五 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六～十五 (略)

(固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示の一部改正)

第二条 固体化学物質及び船舶による固体化学物質の積載の方法を定める告示（平成五年運輸省告示第七百五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後			改正前		
別表第1（第2条第1項関係）			別表第1（第2条第1項関係）		
品名		積載の方法	品名		積載の方法
日本語名	英語名		日本語名	英語名	
水酸化アルミニウム	ALUMINA HYDRATE	一・二 (略) 三 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ・ロ (略) ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四～十一 (略)	水酸化アルミニウム	ALMINA HYDRATE	一・二 (略) 三 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ・ロ (略) ハ 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四～十一 (略)

アルミニウム精錬 又は再溶解工程から 生じる副生物 (不活性物質を追加した 水及びアルカリ水溶液を 含む。)	ALUMINIUM SMELTING/ REMELTING BY-PRODUCTS, PROCESSED	一～四 (略) 五 雨中において荷役作業をしないこと。 六 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉の ハッチを閉鎖すること。 七～二十一 (略)
非結晶塊状珪酸ナ トリウム	AMORPHOUS SODIUM SILICATE LUMPS	一・二 (略) 三 雨中において荷役作業をしないこと。 四 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉の ハッチを閉鎖すること。 五～十 (略)
ホウ酸	BORIC ACID	一～三 (略) 四 雨中において荷役作業をしないこと。 五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉の ハッチを閉鎖すること。 六～八 (略) (削る) 九・十 (略)
(略)	(略)	(略)
チャコール	CHARCOAL	一～四 (略) 五 雨中において荷役作業をしないこと。 六 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉の ハッチを閉鎖すること。 七～十三 (略)
クリンカアッシュ	CLINKER ASH	一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以 外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じ ること。 イ・ロ (略) ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉 のハッチを閉鎖すること。 二・三 (略)
石炭	COAL	一～六 (略) 七 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以 外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じ ること。 イ・ロ (略) ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉 のハッチを閉鎖すること。 八～二十三 (略)

アルミニウム精錬 又は再溶解工程から 生じる副生物 (不活性物質を追加した 水及びアルカリ水溶液を 含む。)	ALUMINIUM SMELTING/ REMELTING BY-PRODUCTS, PROCESSED	一～四 (略) 五 雨中において船積みをしないこと。 六 船積み中、当該作業を行っていない船倉の ハッチを閉鎖すること。 七～二十一 (略)
非結晶塊状珪酸ナ トリウム	AMORPHOUS SODIUM SILICATE LUMPS	一・二 (略) 三 雨中において船積みをしないこと。 四 船積み中、当該作業を行っていない船倉の ハッチを閉鎖すること。 五～十 (略)
ホウ酸	BORIC ACID	一～三 (略) 四 雨中において船積みをしないこと。 五 船積み中、当該作業を行っていない船倉の ハッチを閉鎖すること。 六～八 (略) 九 雨中において荷役作業をしないこと。 十・十一 (略)
(略)	(略)	(略)
チャコール	CHARCOAL	一～四 (略) 五 雨中において船積みをしないこと。 六 船積み中、当該作業を行っていない船倉の ハッチを閉鎖すること。 七～十三 (略)
クリンカアッシュ	CLINKER ASH	一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以 外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じ ること。 イ・ロ (略) ハ 船積み中、当該作業を行っていない船倉の ハッチを閉鎖すること。 二・三 (略)
石炭	COAL	一～六 (略) 七 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以 外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じ ること。 イ・ロ (略) ハ 船積み中、当該作業を行っていない船倉の ハッチを閉鎖すること。 八～二十三 (略)

(略)	(略)	(略)
還元鉄(A) (熱間成形された ブリケット)	DIRECT REDUCED IRON (A) Briquettes, hot-moulded	一～十九 (略) 二十 貨物の表層以外の通風をしないこと。機械 式通風装置を用いて上記の通風を行う場合は、 防爆型の送風機を用いること。 二十一～三十三 (略)
(略)	(略)	(略)
リン鉄 (ブリケットを含 む。)	FERROPHOSPHORUS (including briqu ettes)	一～四 (略) 五 雨中において荷役作業をしないこと。 六 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉の ハッチを閉鎖すること。 七～十一 (略)
(略)	(略)	(略)
蛍石 (フッ化カルシウ ム)	FLUORSPAR	一 (略) 二 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以 外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じ ること。 イ・ロ (略) ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉 のハッチを閉鎖すること。 三～六 (略) 七 航海中、貨物の表面を定期的を確認すること。 八 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観 察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆 の危険を避けるための措置をとること。
(略)	(略)	(略)
生石灰	LIME (UNSLAKED)	一～四 (略) 五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉の ハッチを閉鎖すること。 六～九 (略)
綿を落とした綿の 実	LINTED COTTON SEED	一・二 (略) 三 雨中において荷役作業をしないこと。 四 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉の ハッチを閉鎖すること。 五～八 (略)
マグネシア (未消和のもの)	MAGNESIA (UNSLAKED)	一～四 (略) 五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉の ハッチを閉鎖すること。 六～九 (略)

(略)	(略)	(略)
還元鉄(A) (熱間成形された ブリケット)	DIRECT REDUCED IRON (A) Briquettes, hot-moulded	一～十九 (略) 二十 貨物の表層以外の通風をしないこと。機械 式通風装置を用いて上記通風を行う場合は、防爆 型の送風機を用いること。 二十一～三十三 (略)
(略)	(略)	(略)
リン鉄 (ブリケットを含 む。)	FERROPHOSPHORUS (including briqu ettes)	一～四 (略) 五 雨中において船積みをしてしないこと。 六 船積み中、当該作業を行っていない船倉の ハッチを閉鎖すること。 七～十一 (略)
(略)	(略)	(略)
蛍石 (フッ化カルシウ ム)	FLUORSPAR	一 (略) 二 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以 外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じ ること。 イ・ロ (略) ハ 船積み中、当該作業を行っていない船倉の ハッチを閉鎖すること。 三～六 (略) (新設) (新設)
(略)	(略)	(略)
生石灰	LIME (UNSLAKED)	一～四 (略) 五 船積み中、当該作業を行っていない船倉の ハッチを閉鎖すること。 六～九 (略)
綿を落とした綿の 実	LINTED COTTON SEED	一・二 (略) 三 雨中において船積みをしてしないこと。 四 船積み中、当該作業を行っていない船倉の ハッチを閉鎖すること。 五～八 (略)
マグネシア (未消和のもの)	MAGNESIA (UNSLAKED)	一～四 (略) 五 船積み中、当該作業を行っていない船倉の ハッチを閉鎖すること。 六～九 (略)

金属硫化精鉱	METAL SULPHIDE CONCENT RATES	一～三 (略) 四 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ・ロ (略) ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五～十四 (略)
リン酸一アンモニウム (濃縮した状態で被覆された鉱物質)	MONOAMMONIUMPHOS PHATE (M. A. P), MINERAL ENRICHED COATING	一 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 二 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 三 雨中において荷役作業をしないこと。 四 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 六 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ること防止するための措置をとること。 七 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 八 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 九 航海中、積載場所を通風しないこと。 十 航海中、積載場所における結露及び貨物の表面からの水分の発生がないこと並びにハッチから当該場所に水が入らないことを定期的確認すること。 十一 陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。
リン酸二水素カルシウム	MONOCALCIUMPHOSP HATE (MCP)	一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。 ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 (1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。

金属硫化精鉱	METAL SULPHIDE CONCENT RATES	一～三 (略) 四 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ・ロ (略) ハ 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五～十四 (略)
--------	------------------------------------	---

		<p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>三 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ること防止するための措置をとること。</p> <p>四 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>六 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>七 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p> <p>八 荷役作業中、可能な限り、粉じんの発生を防止すること。</p>
ピートモス	PEAT MOSS	<p>一・二 (略)</p> <p>三 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>四 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>五～十 (略)</p>
(略)	(略)	(略)
ピッチプリル	PITCH PRILL	<p>一～六 (略)</p> <p>七 荷役作業中、居住区域への通風を行わないこと。</p> <p>八～十一 (略)</p>
(略)	(略)	(略)
おがくず	SAWDUST	<p>一～四 (略)</p> <p>五 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>六 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>七～十 (略)</p>
(略)	(略)	(略)

ピートモス	PEAT MOSS	<p>一・二 (略)</p> <p>三 雨中において船積みをしないこと。</p> <p>四 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>五～十 (略)</p>
(略)	(略)	(略)
ピッチプリル	PITCH PRILL	<p>一～六 (略)</p> <p>七 船積み中、居住区域への通風を行わないこと。</p> <p>八～十一 (略)</p>
(略)	(略)	(略)
おがくず	SAWDUST	<p>一～四 (略)</p> <p>五 雨中において船積みをしないこと。</p> <p>六 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>七～十 (略)</p>
(略)	(略)	(略)

廃棄物由来の紙、プラスチックなどを原料とする固形化燃料	SOLIDIFIED FUELS RECYCLED FROM PAPER AND PLASTICS	一～七 (略)
さとうきびバイオマスペレット	SUGARCANE BIOMASS PELLETS	一 可燃性物質に該当するものとして、危告示別表第十五の規定により隔離すること。 二 積載場所を清掃し、かつ、乾燥させること。 三 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 四 雨中において荷役作業をしないこと。 五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七 積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖区域への立入りは、空気中の酸素濃度が20.7%以上かつ一酸化炭素濃度が100ppm未満になるまで禁止すること。 八 貨物への接近又は接触を避けること。 九 高熱を発する照明は使用しないこと。 十 荷役作業及び清掃中、高濃度の粉じんの発生を防止するための措置をとること。 十一 航海中、積載場所を換風しないこと。 十二 積載場所のハッチは風雨密であること。
(略)	(略)	(略)
木材ペレット (添加物及び(又は)結合剤を含むもの。)	WOOD PELLETS CONTAINING ADDITIVES AND/OR BINDERS	一～三 (略) 四 雨中において荷役作業をしないこと。 五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六～八 (略)
木材ペレット (添加物及び(又は)結合剤を含まないもの。)	WOOD PELLETS NOT CONTAINING ADDITIVES AND/OR BINDERS	一～三 (略) 四 雨中において荷役作業をしないこと。 五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六～八 (略)
(略)	(略)	(略)
焙炒木材	WOOD TORREFIED	一～三 (略) 四 雨中において荷役作業をしないこと。 五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六～十 (略)

廃棄物由来の紙、プラスチックなどを原料とする固形化燃料	SOLIDIFIED FUELS RECYCLED FROM PAPER AND PLASTICS	一～七 (略)
(略)	(略)	(略)
木材ペレット (添加物及び(又は)結合剤を含むもの。)	WOOD PELLETS CONTAINING ADDITIVES AND/OR BINDERS	一～三 (略) 四 雨中において船積みをしてしないこと。 五 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六～八 (略)
木材ペレット (添加物及び(又は)結合剤を含まないもの。)	WOOD PELLETS NOT CONTAINING ADDITIVES AND/OR BINDERS	一～三 (略) 四 雨中において船積みをしてしないこと。 五 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六～八 (略)
(略)	(略)	(略)
焙炒木材	WOOD TORREFIED	一～三 (略) 四 雨中において船積みをしてしないこと。 五 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六～十 (略)

別表第 2 (第 2 条第 2 項及び第 3 項関係)

品 名	積 載 の 方 法
(略)	(略)
水酸化カルシウム (消石灰)	一～四 (略) 五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六～十 (略)
(略)	(略)

別表第 2 (第 2 条第 2 項及び第 3 項関係)

品 名	積 載 の 方 法
(略)	(略)
水酸化カルシウム (消石灰)	一～四 (略) 五 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六～十 (略)
(略)	(略)

(液状物質及び船舶による液状物質の積載の方法を定める告示の一部改正)

第三条 液状物質及び船舶による液状物質の積載の方法を定める告示(平成二十二年国土交通省告示第十五百二十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表第 1 (第 2 条第 1 項関係)

品 名		積 載 の 方 法
日 本 語 名	英 語 名	
水酸化アルミニウム	ALUMINA HYDRATE	一・二 (略) 三 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ・ロ (略) ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四～十一 (略)
フッ化アルミニウム	ALUMINIUM FLUORIDE	一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ (略) ロ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 二～七 (略)
アルミニウム精錬又は再溶解工程から生じる副生物(不活性物質を追加した水及びアルカリ水溶液を含む。)	ALUMINIUM SMELTING/ REMELTING BY-PRODUCTS, PROCESSED	一～四 (略) 五 雨中において荷役作業をしないこと。 六 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 七～二十一 (略)

改正前

別表第 1 (第 2 条第 1 項関係)

品 名		積 載 の 方 法
日 本 語 名	英 語 名	
水酸化アルミニウム	ALMINA HYDRATE	一・二 (略) 三 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ・ロ (略) ハ 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四～十一 (略)
フッ化アルミニウム	ALUMINIUM FLUORIDE	一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ (略) ロ 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 二～七 (略)
アルミニウム精錬又は再溶解工程から生じる副生物(不活性物質を追加した水及びアルカリ水溶液を含む。)	ALMINIUM SMELTING/ REMELTING BY-PRODUCTS, PROCESSED	一～四 (略) 五 雨中において船積みをしないうこと。 六 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 七～二十一 (略)

化学石膏	CHEMICAL GYPSUM	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二～五 (略)</p>
クリンカアッシュ	CLINKER ASH	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二・三 (略)</p>
石炭	COAL	<p>一～六 (略)</p> <p>七 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>八～二十三 (略)</p>
石炭スラリー	COAL SLURRY	<p>一 (略)</p> <p>二 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>三～七 (略)</p>
コークブリーズ	COKE BREEZE	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二～七 (略)</p>

化学石膏	CHEMICAL GYPSUM	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二～五 (略)</p>
クリンカアッシュ	CLINKER ASH	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二・三 (略)</p>
石炭	COAL	<p>一～六 (略)</p> <p>七 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>八～二十三 (略)</p>
石炭スラリー	COAL SLURRY	<p>一 (略)</p> <p>二 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>三～七 (略)</p>
コークブリーズ	COKE BREEZE	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二～七 (略)</p>

銅スラグ	COPPER SLAG	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>荷役作業中</u>、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二～六 (略)</p> <p><u>七</u> 航海中、貨物の表面を定期的を確認すること。</p> <p><u>八</u> 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p>
魚 (ばら積み)	FISH (IN BULK)	<p>一・二 (略)</p> <p><u>三</u> 航海中、貨物の表面を定期的を確認すること。</p> <p><u>四</u> 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p>
蛍石 (フッ化カルシウム)	FLUORSPAR	<p>一 (略)</p> <p>二 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ <u>荷役作業中</u>、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>三～六 (略)</p> <p><u>七</u> 航海中、貨物の表面を定期的を確認すること。</p> <p><u>八</u> 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p>
フライアッシュ (湿式)	FLY ASH, WET	<p>一 (略)</p> <p>二 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ <u>荷役作業中</u>、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>三～八 (略)</p>

銅スラグ	COPPER SLAG	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>船積み中</u>、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二～六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
魚 (ばら積み)	FISH (IN BULK)	<p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
蛍石 (フッ化カルシウム)	FLUORSPAR	<p>一 (略)</p> <p>二 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ <u>船積み中</u>、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>三～六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
フライアッシュ (湿式)	FLY ASH, WET	<p>一 (略)</p> <p>二 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ <u>船積み中</u>、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>三～八 (略)</p>

鉄鉱粉	IRON ORE FINES	一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ (略) ロ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 二～五 (略)
合成酸化鉄	IRON OXIDE TECHNICAL	一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ (略) ロ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 二～七 (略)
マンガン鉱粉	MANGANESE ORE FINES	一・二 (略) 三 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ (略) ロ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四～十 (略)
金属硫化精鉱	METAL SULPHIDE CONCENTRATES	一～三 (略) 四 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ・ロ (略) ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五～十四 (略)
セメントカッパー	CEMENT COPPER	一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ・ロ (略) ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 二～七 (略)
銅精鉱	COPPER CONCENTRATE	
鉄精鉱	IRON CONCENTRATE	
鉄精鉱 (ペレットフィード)	IRON CONCENTRATE (pellet feed)	

鉄鉱粉	IRON ORE FINES	一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ (略) ロ 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 二～五 (略)
合成酸化鉄	IRON OXIDE TECHNICAL	一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ (略) ロ 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 二～七 (略)
マンガン鉱粉	MANGANESE ORE FINES	一・二 (略) 三 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ (略) ロ 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四～十 (略)
金属硫化精鉱	METAL SULPHIDE CONCENTRATES	一～三 (略) 四 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ・ロ (略) ハ 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五～十四 (略)
セメントカッパー	CEMENT COPPER	一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 イ・ロ (略) ハ 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 二～七 (略)
銅精鉱	COPPER CONCENTRATE	
鉄精鉱	IRON CONCENTRATE	
鉄精鉱 (ペレットフィード)	IRON CONCENTRATE (pellet feed)	

鉄精鉱 (シンターフィード)	IRON CONCENTRATE (sinter feed)
鉛亜鉛焼鉱 (混合鉱石)	LEAD AND ZINC CALCINES (mixed)
鉛亜鉛片刃	LEAD AND ZINC MIDDINGS
鉛精鉱	LEAD CONCENTRATE
鉛鉱滓	LEAD ORE RESIDUE
鉛銀精鉱	LEAD SILVER CONCENTRATE
マンガン精鉱	MANGANESE CONCENTRATE
ネフェリン閃長岩 (鉱物)	NEFELENE SYENITE (mineral)
ニッケル精鉱	NICKEL CONCENTRATE
五水和物 (天然のもの)	PENTAHYDRATE CRUDE
黄鉄鉱	PYRITES
硫化灰 (鉄分の多いもの)	PYRITIC ASHES (iron)
硫酸焼鉱	PYRITIC CINDERS
銀・鉛精鉱	SILVER LEAD CONCENTRATE
スリグ (鉄鉱石)	SLIG (iron ore)
亜鉛・鉛焼鉱 (混合鉱)	ZINC AND LEAD CALCINES (mixed)

鉄精鉱 (シンターフィード)	IRON CONCENTRATE (sinter feed)
鉛亜鉛焼鉱 (混合鉱石)	LEAD AND ZINC CALCINES (mixed)
鉛亜鉛片刃	LEAD AND ZINC MIDDINGS
鉛精鉱	LEAD CONCENTRATE
鉛鉱滓	LEAD ORE RESIDUE
鉛銀精鉱	LEAD SILVER CONCENTRATE
マンガン精鉱	MANGANESE CONCENTRATE
ネフェリン閃長岩 (鉱物)	NEFELENE SYENITE (mineral)
ニッケル精鉱	NICKEL CONCENTRATE
五水和物 (天然のもの)	PENTAHYDRATE CRUDE
黄鉄鉱	PYRITES
硫化灰 (鉄分の多いもの)	PYRITIC ASHES (iron)
硫酸焼鉱	PYRITIC CINDERS
銀・鉛精鉱	SILVER LEAD CONCENTRATE
スリグ (鉄鉱石)	SLIG (iron ore)
亜鉛・鉛焼鉱 (混合鉱)	ZINC AND LEAD CALCINES (mixed)

亜鉛・鉛片刃	ZINC AND LEAD MIDDINGS	
亜鉛精鉱	ZINC CONCENTRATE	
亜鉛焼結鉱	ZINC SINTER	
亜鉛澱物	ZINC SLUDGE	
リン酸二水素カルシウム	MONOCALCIUMPHOSPHATE (MCP)	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。</p> <p>ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>三 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ること防止するための措置をとること。</p> <p>四 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>五 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。</p> <p>六 航海中、貨物の表面を定期的を確認すること。</p> <p>七 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p> <p>八 荷役作業中、可能な限り、粉じんの発生を防止すること。</p>
ニッケル鉱	NICKEL ORE	<p>一 (略)</p> <p>二 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ・ロ (略)</p>

亜鉛・鉛片刃	ZINC AND LEAD MIDDINGS	
亜鉛精鉱	ZINC CONCENTRATE	
亜鉛焼結鉱	ZINC SINTER	
亜鉛澱物	ZINC SLUDGE	
ニッケル鉱	NICKEL ORE	<p>一 (略)</p> <p>二 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ・ロ (略)</p>

		<p>ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>三～八 (略)</p>
カンラン石砂	OLIVINE SAND	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。</p> <p>ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>三 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>四 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p>
PEAT MOSS	PEAT MOSS	<p>一・二 (略)</p> <p>三 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>四 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>五～十 (略)</p>
(略)	(略)	(略)
砂 (重鉱物)	SAND, HEAVY MINERAL	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二～五 (略)</p>

		<p>ハ 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>三～八 (略)</p>
PEAT MOSS	PEAT MOSS	<p>一・二 (略)</p> <p>三 雨中において船積みをしないこと。</p> <p>四 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>五～十 (略)</p>
(略)	(略)	(略)
砂 (重鉱物)	SAND, HEAVY MINERAL	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二～五 (略)</p>

鉄鋼の製造に伴い生ずるスケール	SCALE GENERATED FROM THE IRONAND STEEL MAKING PROCESS	<ul style="list-style-type: none"> 一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 <ul style="list-style-type: none"> イ (略) ロ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 二～五 (略)
アップグレードリチア輝石	SPODUMENE (UPGRADED)	<ul style="list-style-type: none"> 一 (略) 二 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 <ul style="list-style-type: none"> イ (略) ロ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三～七 (略)
合成フッ化カルシウム	SYNTHETIC CALCIUM FLUORIDE	<ul style="list-style-type: none"> 一 フッ化水素酸、フッ化塩素、フッ化マンガン及び二フッ化酸素と別の船倉又は区画に積載すること。 二 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 <ul style="list-style-type: none"> イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。 ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 (2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 四 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ること防止するための措置をとること。 五 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 六 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 七 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。

鉄鋼の製造に伴い生ずるスケール	SCALE GENERATED FROM THE IRONAND STEEL MAKING PROCESS	<ul style="list-style-type: none"> 一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 <ul style="list-style-type: none"> イ (略) ロ 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 二～五 (略)
アップグレードリチア輝石	SPODUMENE (UPGRADED)	<ul style="list-style-type: none"> 一 (略) 二 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。 <ul style="list-style-type: none"> イ (略) ロ 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三～七 (略)

<p>合成二酸化ケイ素</p>	<p>SYNTHETIC SILICON DIOXIDE</p>	<p>一 フッ化水素酸、フッ化塩素、フッ化マンガン及び二フッ化酸素と別の船倉又は区画に積載すること。</p> <p>二 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。</p> <p>ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p> <p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>三 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p> <p>四 貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ること防止するための措置をとること。</p> <p>五 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>六 航海中、貨物の表面を定期的を確認すること。</p> <p>七 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p>
<p>チタノマグネタイトサンド</p>	<p>TITANOMAGNETITE SAND</p>	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ 貨物を乾燥した状態に保つこと。</p> <p>ロ 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。</p> <p>(1) 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。</p>

		<p>(2) 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。</p> <p>ハ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二 貨物の表面がゆるやかな勾配をなすように積載すること。</p> <p>三 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。</p> <p>イ 清掃すること。</p> <p>ロ 乾燥させること。</p> <p>ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。</p> <p>四 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p>五 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p> <p>六 陸揚げ後、積載場所のビルジウエルの閉塞物を取り除くこと。</p>
亜鉛スラグ	ZINC SLAG	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二～六 (略)</p> <p><u>七</u> 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。</p> <p><u>八</u> 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。</p>
ジルコンカイヤナイト精鉱	ZIRCON KYANITE CONCENTRATE	<p>一 (略)</p> <p>二 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>三～七 (略)</p>

亜鉛スラグ	ZINC SLAG	<p>一 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>二～六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
ジルコンカイヤナイト精鉱	ZIRCON KYANITE CONCENTRATE	<p>一 (略)</p> <p>二 規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の措置を講じること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>三～七 (略)</p>

別表第 2 (第 2 条第 2 項及び第 3 項関係)

品 名	積 載 の 方 法
アルミナ精鉱	一・二 (略) 三 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四～六 (略)
(略)	(略)
高炉系ダスト (液化化するおそれのあるもの)	一・二 (略) 三 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四～八 (略)
水酸化カルシウム (消石灰)	一～四 (略) 五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六～十 (略)
石炭ガス化溶融スラグ (湿式)	一 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 二 雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 イ 貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 ロ 積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 三 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五 貨物の粉じんさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を使用すること。 六 荷役作業後、ハッチを閉鎖すること。
鉄鋼スラッジ (液化化するおそれのあるもの)	一・二 (略) 三 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四～八 (略)

別表第 2 (第 2 条第 2 項及び第 3 項関係)

品 名	積 載 の 方 法
アルミナ精鉱	一・二 (略) 三 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四～六 (略)
(略)	(略)
高炉系ダスト (液化化するおそれのあるもの)	一・二 (略) 三 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四～八 (略)
水酸化カルシウム (消石灰)	一～四 (略) 五 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六～十 (略)
鉄鋼スラッジ (液化化するおそれのあるもの)	一・二 (略) 三 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四～八 (略)

(その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他の固体ばら積み物質の積載の方法を定める告示の一部改正)

第四表 その他の固体ばら積み物質及び船舶によるその他の固体ばら積み物質の積載の方法を定める告示(平成二十二年国土交通省告示第五百二十九号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後			改正前		
別表第1(第2条第1項関係)			別表第1(第2条第1項関係)		
品 名		積 載 の 方 法	品 名		積 載 の 方 法
日 本 語 名	英 語 名		日 本 語 名	英 語 名	
アルファルファ	ALFALFA	一 (略) 二 雨中において荷役作業をしないこと。 三 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四・五 (略)	アルファルファ	ALFALFA	一 (略) 二 雨中において船積みをしないこと。 三 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四・五 (略)
アルミナ	ALUMINA	一 (略) 二 雨中において荷役作業をしないこと。 三 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四～八 (略)	アルミナ	ALUMINA	一 (略) 二 雨中において船積みをしないこと。 三 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四～八 (略)
焼成アルミナ (焼成粘土)	ALUMINA, CALCINED	一 (略) 二 雨中において荷役作業をしないこと。 三 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四～八 (略)	焼成アルミナ (焼成粘土)	ALUMINA, CALCINED	一 (略) 二 雨中において船積みをしないこと。 三 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四～八 (略)
アルミナシリカ	ALUMINA SILICA	一 (略) 二 雨中において荷役作業をしないこと。 三 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四～八 (略)	アルミナシリカ	ALUMINA SILICA	一 (略) 二 雨中において船積みをしないこと。 三 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四～八 (略)
アルミナシリカペ レット	ALUMINA SILICA, Pellets	一 (略) 二 雨中において荷役作業をしないこと。 三 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四～七 (略)	アルミナシリカペ レット	ALUMINA SILICA, Pellets	一 (略) 二 雨中において船積みをしないこと。 三 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四～七 (略)
硝酸アンモニウム 系肥料 (非危険物)	AMMONIUM NITRATE BASED FERTILIZER (non-hazardous)	一～五 (略) 六 雨中において荷役作業をしないこと。 七 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 八～二十一 (略)	硝酸アンモニウム 系肥料 (非危険物)	AMMONIUM NITRATE BASED FERTILIZER (non-hazardous)	一～五 (略) 六 雨中において船積みをしないこと。 七 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 八～二十一 (略)
硫酸アンモニウム [硫安]	AMMONIUM SULPHATE	一・二 (略) 三 雨中において荷役作業をしないこと。 四 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五～十二 (略)	硫酸アンモニウム [硫安]	AMMONIUM SULPHATE	一・二 (略) 三 雨中において船積みをしないこと。 四 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五～十二 (略)

(略)	(略)	(略)
ホウ砂 (五水和物) [ホウ酸ソーダ(五水和物)]	BORAX (PENTAHY DRATE CRUDE)	一 (略) 二 雨中において荷役作業をしないこと。 三 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四～八 (略)
(略)	(略)	(略)
硝酸カルシウム肥料	CALCIUM NITRATE FERTILIZER	一～三 (略) 四 雨中において荷役作業をしないこと。 五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六・七 (略)
(略)	(略)	(略)
セメント	CEMENT	一・二 (略) 三 雨中において荷役作業をしないこと。 四 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五～十五 (略)
セメントクリンカー	CEMENT CLINKERS	一・二 (略) 三 雨中において荷役作業をしないこと。 四 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五～十三 (略)
(略)	(略)	(略)
粘土	CLAY	一 (略) 二 雨中において荷役作業をしないこと。 三 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四・五 (略)
(略)	(略)	(略)
リン酸二アンモニウム	DIAMMONIUM PHOSPHATE (D. A. P.)	一・二 (略) 三 雨中において荷役作業をしないこと。 四 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五～十一 (略)

(略)	(略)	(略)
ホウ砂 (五水和物) [ホウ酸ソーダ(五水和物)]	BORAX (PENTAHY DRATE CRUDE)	一 (略) 二 雨中において船積みをしないこと。 三 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四～八 (略)
(略)	(略)	(略)
硝酸カルシウム肥料	CALCIUM NITRATE FERTILIZER	一～三 (略) 四 雨中において船積みをしないこと。 五 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六・七 (略)
(略)	(略)	(略)
セメント	CEMENT	一・二 (略) 三 雨中において船積みをしないこと。 四 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五～十五 (略)
セメントクリンカー	CEMENT CLINKERS	一・二 (略) 三 雨中において船積みをしないこと。 四 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五～十三 (略)
(略)	(略)	(略)
粘土	CLAY	一 (略) 二 雨中において船積みをしないこと。 三 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四・五 (略)
(略)	(略)	(略)
リン酸二アンモニウム	DIAMMONIUM PHOSPHATE (D. A. P.)	一・二 (略) 三 雨中において船積みをしないこと。 四 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五～十一 (略)

可溶性の乾燥穀類 蒸留物	DISTILLERS DRIED GRAINS WITH SOLUBLES	一・二 (略) 三 雨中において荷役作業をしないこと。 四 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉の ハッチを閉鎖すること。 五～八 (略)
(略)	(略)	(略)
硫酸第一鉄七水和 物	FERROUS SULPHATE HEPTAHYD RATE	一～三 (略) 四 雨中において荷役作業をしないこと。 五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉の ハッチを閉鎖すること。 六～十三 (略)
肥料 (硝酸塩を含まな いもの) (非危険物)	FERTILIZERS WITHOUT NITRATES (non-hazardous)	一 (略) 二 雨中において荷役作業をしないこと。 三 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉の ハッチを閉鎖すること。 四～六 (略)
フライアッシュ (乾式)	FLY ASH, DRY	一～三 (略) 四 雨中において荷役作業をしないこと。 五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉の ハッチを閉鎖すること。 六～十五 (略)
多孔質ガラス砂利	FORM GLASS GRAVEL	一 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りする こと。 二 貨物の粉じんにさらされるおそれのある者 は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具 を着用すること。 三 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じるこ と。 イ 清掃すること。 ロ 乾燥させること。 ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。 四 陸揚げ時には、保護眼鏡その他の身体を保護 する保護装具を着用した訓練された者以外の積 載場所への立入りを禁止すること。
ガラスカレット	GLASS CULLET	一・二 (略) 三 荷役作業中、可能な限り、粉じんの発生を防 止すること。

可溶性の乾燥穀類 蒸留物	DISTILLERS DRIED GRAINS WITH SOLUBLES	一・二 (略) 三 雨中において船積みをしないこと。 四 船積み中、当該作業を行っていない船倉の ハッチを閉鎖すること。 五～八 (略)
(略)	(略)	(略)
硫酸第一鉄七水和 物	FERROUS SULPHATE HEPTAHYD RATE	一～三 (略) 四 雨中において船積みをしないこと。 五 船積み中、当該作業を行っていない船倉の ハッチを閉鎖すること。 六～十三 (略)
肥料 (硝酸塩を含まな いもの) (非危険物)	FERTILIZERS WITHOUT NITRATES (non-hazardous)	一 (略) 二 雨中において船積みをしないこと。 三 船積み中、当該作業を行っていない船倉の ハッチを閉鎖すること。 四～六 (略)
フライアッシュ (乾式)	FLY ASH, DRY	一～三 (略) 四 雨中において船積みをしないこと。 五 船積み中、当該作業を行っていない船倉の ハッチを閉鎖すること。 六～十五 (略)
ガラスカレット	GLASS CULLET	一・二 (略) 三 船積み中、可能な限り、粉じんの発生を防止 すること。

スクリーニングペレット	GRAIN SCREENING PELLETS	一 (略) 二 雨中において荷役作業をしないこと。 三 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四～七 (略)
粒状硫化鉄	GRANULAR FERROUS SULPHIDE	一～三 (略) 四 雨中において荷役作業をしないこと。 五 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六～十三 (略)
(略)	(略)	(略)
チタン鉄鉱(岩石)	ILMENITE (ROCK)	一～三 (略)
(略)	(略)	(略)
焼結鉄鉱	IRON SINTER	一～三 (略)
鉄精錬から生じる副生物	IRON SMELTING BY-PRODUCTS	一 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二 貨物を落下させないよう、積載すること。 三 貨物は、内底板に集中荷重が加わらないよう積載すること。 四 ビルジウエルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。

スクリーニングペレット	GRAIN SCREENING PELLETS	一 (略) 二 雨中において船積みをしないこと。 三 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四～七 (略)
粒状硫化鉄	GRANULAR FERROUS SULPHIDE	一～三 (略) 四 雨中において船積みをしないこと。 五 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六～十三 (略)
(略)	(略)	(略)
チタン鉄鉱(岩石)	ILMENITE (ROCK)	一～三 (略)
チタン鉄鉱砂 [イルメナイトサンド] (水分が2%以下のもの。)	ILMENITE SAND	一 貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 二 雨中において船積みをしないこと。 三 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五 ビルジウエルは次に掲げる措置を講じること。 イ 清掃すること。 ロ 乾燥させること。 ハ 貨物が流入することのないよう、覆うこと。 六 航海中、貨物の表面を定期的に確認すること。 七 貨物の表面の自由水又は貨物の流動状態を観察した場合、貨物の移動を防止し、船舶の転覆の危険を避けるための措置をとること。
(略)	(略)	(略)
焼結鉄鉱	IRON SINTER	一～三 (略)

		<p>五 陸揚げ時、貨物の落下により損傷するおそれのある場所をダンネージを用いて保護すること。</p> <p>六 陸揚げ後、船体の損傷を確認すること。</p>
(略)	(略)	(略)
<p>硫化マグネシウム肥料</p>	<p>MAGNESIUM SULPHATE FERTILIZERS</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>四 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>五～十二 (略)</p>
(略)	(略)	(略)
<p>リン酸一アンモニウム</p>	<p>MONOAMMONIUM PHOSPHATE (M. A. P.)</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>四 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>五～十一 (略)</p>
<p>粒状カンラン石 (砂利を含む)</p>	<p>OLIVINE GRANULAR AND GRAVEL AGGREGATE PRODUCTS</p>	<p>一 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。</p>
(略)	(略)	(略)
<p>塩化カリウム</p>	<p>POTASSIUM CHLORIDE</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>四 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>五～九 (略)</p>
(略)	(略)	(略)
<p>シードケーキ (非危険物)</p>	<p>SEED CAKE (non-hazardous)</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 雨中において荷役作業をしないこと。</p> <p>四 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>五～七 (略)</p>

(略)	(略)	(略)
<p>硫化マグネシウム肥料</p>	<p>MAGNESIUM SULPHATE FERTILIZERS</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 雨中において船積みをしないこと。</p> <p>四 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>五～十二 (略)</p>
(略)	(略)	(略)
<p>リン酸一アンモニウム</p>	<p>MONOAMMONIUM PHOSPHATE (M. A. P.)</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 雨中において船積みをしないこと。</p> <p>四 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>五～十一 (略)</p>
(略)	(略)	(略)
<p>塩化カリウム</p>	<p>POTASSIUM CHLORIDE</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 雨中において船積みをしないこと。</p> <p>四 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>五～九 (略)</p>
(略)	(略)	(略)
<p>シードケーキ (非危険物)</p>	<p>SEED CAKE (non-hazardous)</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 雨中において船積みをしないこと。</p> <p>四 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。</p> <p>五～七 (略)</p>

シリコマンガ (カーボサーミック法によって生成されたもの)	SILICOMANGANESE (carbo-thermic)	一 酸、塩基、酸化力の強い物質、還元力の強い物質及び食料と別の船倉又は区画に積載すること。 二 規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
(略)	(略)	(略)
ソーダ灰 (凝縮されたもの及び粉状のもの) [炭酸ナトリウム(凝縮されたもの及び粉状のもの)]	SODA ASH (Dense and light)	一 (略) 二 雨中において荷役作業をしないこと。 三 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四～八 (略)
(略)	(略)	(略)
砂糖 (粗糖、黒砂糖、精製糖)	SUGAR	一 (略) 二 雨中において荷役作業をしないこと。 三 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四 (略)
カリとマグネシウムの硫酸塩	SULPHATE OF POTASH AND MAGNESIUM	一・二 (略) 三 雨中において荷役作業をしないこと。 四 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五 (略)
(略)	(略)	(略)
過リン酸石灰 [重過リン酸石灰]	SUPERPHOSPHATE	一・二 (略) 三 雨中において荷役作業をしないこと。 四 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五～八 (略)
過リン酸石灰 (三方晶系) [重過リン酸石灰(三方晶系)]	SUPERPHOSPHATE (triple, granular)	一・二 (略) 三 雨中において荷役作業をしないこと。 四 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五～八 (略)
(略)	(略)	(略)
尿素	UREA	一 (略) 二 雨中において荷役作業をしないこと。

(略)	(略)	(略)
ソーダ灰 (凝縮されたもの及び粉状のもの) [炭酸ナトリウム(凝縮されたもの及び粉状のもの)]	SODA ASH (Dense and light)	一 (略) 二 雨中において船積みをしないこと。 三 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四～八 (略)
(略)	(略)	(略)
砂糖 (粗糖、黒砂糖、精製糖)	SUGAR	一 (略) 二 雨中において船積みをしないこと。 三 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四 (略)
カリとマグネシウムの硫酸塩	SULPHATE OF POTASH AND MAGNESIUM	一・二 (略) 三 雨中において船積みをしないこと。 四 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五 (略)
(略)	(略)	(略)
過リン酸石灰 [重過リン酸石灰]	SUPERPHOSPHATE	一・二 (略) 三 雨中において船積みをしないこと。 四 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五～八 (略)
過リン酸石灰 (三方晶系) [重過リン酸石灰(三方晶系)]	SUPERPHOSPHATE (triple, granular)	一・二 (略) 三 雨中において船積みをしないこと。 四 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五～八 (略)
(略)	(略)	(略)
尿素	UREA	一 (略) 二 雨中において船積みをしないこと。

		三 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四～七 (略)
(略)	(略)	(略)

別表第2 (第2条第2項及び第3項関係)

品名	積載の方法
(略)	(略)
鋳物廃砂	一 (略) 二 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三～五 (略)
汚染土壌	一 降雨により、貨物の表層が沈降しやすくなった場合は、 <u>荷役作業</u> をしないこと。 二 (略)
(略)	(略)
汚泥 (セメント材料)	一 (略) 二 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三・四 (略)
汚泥、燃え殻、ばいじんその他の産業廃棄物の固化処理物	一 降雨により、貨物の表層が沈降しやすくなった場合は、 <u>荷役作業</u> をしないこと。 二・三 (略)
(略)	(略)
キョボラダスト	一 (略) 二 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三～五 (略)
(略)	(略)
原料汚泥	一 降雨により、貨物の表層が沈降しやすくなった場合は、 <u>荷役作業</u> をしないこと。 二 (略)
高炉系ダスト (液化化するおそれのないもの)	一 (略) 二 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三～五 (略)
(略)	(略)

		三 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四～七 (略)
(略)	(略)	(略)

別表第2 (第2条第2項及び第3項関係)

品名	積載の方法
(略)	(略)
鋳物廃砂	一 (略) 二 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三～五 (略)
汚染土壌	一 降雨により、貨物の表層が沈降しやすくなった場合は、 <u>船積み</u> をしないこと。 二 (略)
(略)	(略)
汚泥 (セメント材料)	一 (略) 二 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三・四 (略)
汚泥、燃え殻、ばいじんその他の産業廃棄物の固化処理物	一 降雨により、貨物の表層が沈降しやすくなった場合は、 <u>船積み</u> をしないこと。 二・三 (略)
(略)	(略)
キョボラダスト	一 (略) 二 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三～五 (略)
(略)	(略)
原料汚泥	一 降雨により、貨物の表層が沈降しやすくなった場合は、 <u>船積み</u> をしないこと。 二 (略)
高炉系ダスト (液化化するおそれのないもの)	一 (略) 二 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三～五 (略)
(略)	(略)

酸化第二鉄	一 (略) 二 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三～五 (略)
(略)	(略)
石炭灰 (液化化するおそれのないもの)	一 (略) 二 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三・四 (略)
(略)	(略)
石灰ダスト (加湿したもの)	一 (略) 二 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三～五 (略)
(略)	(略)
脱水汚泥	一 降雨により、貨物の表層が沈降しやすくなった場合は、荷役作業をしないこと。 二 (略)
鉄鋼スラッジ (液化化するおそれのないもの)	一 (略) 二 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三～五 (略)
(略)	(略)
土砂 (瓦礫、コンクリートガラ、砂利等が混合したもの)	一 (略) 二 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三～五 (略)
(略)	(略)
ばいじん (製紙スラッジ焼却湿灰)	一 (略) 二 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三・四 (略)

酸化第二鉄	一 (略) 二 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三～五 (略)
(略)	(略)
石炭灰 (液化化するおそれのないもの)	一 (略) 二 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三・四 (略)
(略)	(略)
石灰ダスト (加湿したもの)	一 (略) 二 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三～五 (略)
(略)	(略)
脱水汚泥	一 降雨により、貨物の表層が沈降しやすくなった場合は、船積みしないこと。 二 (略)
鉄鋼スラッジ (液化化するおそれのないもの)	一 (略) 二 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三～五 (略)
(略)	(略)
土砂 (瓦礫、コンクリートガラ、砂利等が混合したもの)	一 (略) 二 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三～五 (略)
(略)	(略)
ばいじん (製紙スラッジ焼却湿灰)	一 (略) 二 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三・四 (略)

ばいじん (中和湿灰)	一 (略) 二 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三～五 (略)
ばいじん (ボイラー湿灰)	一 (略) 二 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三・四 (略)
パーム椰子殻	一・二 (略) 三 陸揚げ時、積載場所に立ち入る際は、ハッチを開けて十分な通風を行うこと。 四 (略)
(略)	(略)
無水珪酸ナトリウム (カレット)	一 (略) 二 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三～六 (略)
燃え殻	一 (略) 二 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三・四 (略)
(略)	(略)
煉瓦屑	一 (略) 二 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三～五 (略)
煉瓦屑と燃え殻の混合品	一 (略) 二 荷役作業中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三～五 (略)

ばいじん (中和湿灰)	一 (略) 二 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三～五 (略)
ばいじん (ボイラー湿灰)	一 (略) 二 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三・四 (略)
パーム椰子殻	一・二 (略) 三 陸揚げ時積載場所に立ち入る際は、ハッチを開けて十分な通風を行うこと。 四 (略)
(略)	(略)
無水珪酸ナトリウム (カレット)	一 (略) 二 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三～六 (略)
燃え殻	一 (略) 二 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三・四 (略)
(略)	(略)
煉瓦屑	一 (略) 二 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三～五 (略)
煉瓦屑と燃え殻の混合品	一 (略) 二 船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三～五 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は平成三十一年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に船舶により運送され、又は船舶に貯蔵されている危険物については、当該運送又は貯蔵が終了するまでは、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現に船舶により運送されている固体化学物質、液状化学物質及びその他の固体ばら積み物質については、当該運送が終了するまでは、なお従前の例による。